



大阪府農業振興地域整備基本方針 (案)

令和8年〇月
大 阪 府

目 次

第 1 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	· · · · (1 P)
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）	· · · · (7 P)
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	· · · · (9 P)
第 4 農用地等の保全に関する事項	· · · · (10P)
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適當な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	· · · · (11P)
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	· · · · (17P)
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	· · · · (20P)
第 8 第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	· · · · (21P)
第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	· · · · (22P)

第1 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（以下「都道府県面積目標」という。）その他の農用地等の確保に関する事項

1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に發揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。

このため、農用地等の確保等に関する基本指針（令和7年6月変更）に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成30年4月改正施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「おおさか農政アクションプラン（令和4年3月策定）」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。

農業振興地域にある農用地区域内農地その他の優良農地（一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地）及びその他長期にわたり農地として保全すべき土地（以下「農用地区域内農地その他の優良農地等」という。）については、将来に向けて、その確保に努めるものとする。特に、農業振興地域で農用地区域外にある集団的農地等の良好な営農条件を備えている農地については農用地区域の編入を促進することとし、現時点において農用地区域の編入が困難な場合であっても、農地中間管理事業等の活用や、農業生産基盤整備事業等の導入の検討により、農用地区域の編入に向けた取組みを積極的かつ継続的に行う。

また、農用地区域内農地その他の優良農地等に係る農用地区域からの除外や非農業的土地利用目的での農地転用については、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないよう農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用を通じて抑制を図る。特に、大規模な開発計画等については、予め市町村の農業振興地域整備計画その他の地域の土地利用に関する行政計画との調整・整序化に努め、今後の農業振興への影響等について関係機関と十分協議を行うなど適切な対応を図るものとする。

さらに、農業振興地域外にある集団的農地については、関係市町村との協議を行うとともに、地域の意向や今後の土地利用の動向等を踏まえたうえで、農業振興地域の新規指定及び拡大に向けた取組みを積極的に推進する。

なお、本計画は、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。



(1) 都道府県面積目標

① 都道府県面積目標年及び目標設定の基準年

都道府県面積目標年は令和 17 年とし、目標設定の基準年は令和 5 年とする。

② 令和 17 年における都道府県面積目標

面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が令和 17 年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 4,428 ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は 4,355 ヘクタールあり、目標年における都道府県面積目標については、3,947 ヘクタール（基準年から 408 ヘクタールの減）を目標として設定する。

設定基準は、農用地等の確保等に関する基本指針の「都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準」のとおりとする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進

① 農地の保全・有効利用

農振法、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等のさらなる適正な運用を図るとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の運用及び農地中間管理事業等の活用により、効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地の集積・集約化を促進し、農用地区域内農地その他の優良農地等のより効率的な利用を図る。

また、都市農業・農空間条例に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度による農用地区域内農地その他の優良農地等の積極的な保全・活用を進め、農空間の有する公益的機能の發揮を図る。

さらには、「棚田・ふるさと保全基金」や、「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」等の活用、「農空間づくりプラン事業」等の実施により、地域力を活かして、荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組みを進めるとともに、防災協力農地の拡大など農地の有効利用を進める。

② 農業生産基盤の整備及び保全

農業生産基盤の整備及び保全は、農業の継続性及び安定性確保のために必要不可欠であり、地域計画を活用した農地の利用集積を図るため農地、農道、パイプライン等の整備を行う。また「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、計画的にため池の老朽化対策及び耐震対策を行うとともに、井堰、用排水路等の老朽化対策や長寿命化対策などの取組みにより、持続的かつ安定的な施設機能の確保を図る。

また、農作業及び維持管理の省力化に向けた用水ゲートの電動化や、企業参入を見据えた用水のパイプライン化など、地域の実状に応じたきめ細やかな整備を進める。

③ 非農業的土地需要への対応

農業振興地域における土地利用については、農用地区域内農地その他の優良農地等の保全と確保の視点に立ち、農地及び農業的土地利用を基本とする。

非農業的土地区域への対応するため、やむを得ず農用地区域からの除外や農地転用等を行う場合においては、当該農地以外に代替すべき土地がなく、かつ、地域の農業上の効率的な利用に支障が生じないことはもとより、市町村の農業振興地域整備計画その他の地域の土地利用に関する行政計画との調整・整序化を図り、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用により、無秩序な市街化による農地の減少を抑止する。

なお、住宅地や産業用地等の都市的土地区域の需要に基づく農用地区域内農地その他の優良農地等における大規模な土地利用転換に対しては、農地の無秩序な潰瘍が行われることがないよう、例えば、あらかじめ、市町村の農業振興地域整備計画その他の地域の土地利用に関する行政計画において、将来にわたって農用地区域内農地その他の優良農地等として保全すべき区域と中長期的に都市的土地区域への転換を図る区域を整理し、対象地域における将来構想を明確化するなど、農地・農業的土地区域と非農業的土地区域との調整・整序化に努め、府及び市町村の農業政策部局と都市政策部局において、十分な調整及び連携をとつて対応するものとする。

また、国及び地方公共団体が、農用地区域内農地を公用施設又は公共用施設に供するため、市町村の定める農業振興地域整備計画の変更が必要となる場合には、当該整備計画の達成に支障がないかを総合的に検証するとともに、農用地区域内農地の農業上の利用の確保という国土利用上の責務に鑑み、関係機関と十分な協議、調整を行った上で必要性を判断するものとする。

④ 交換分合制度の活用

農業上の利用と他の用途の利用との調整により、農用地区域内農地その他の優良農地等の無秩序な潰瘍を抑止する効果が見込まれる場合には、農振法による交換分合制度の活用を検討するものとし、農業振興地域内における農用地区域内農地その他の優良農地等の確保と農業経営の基盤強化に努めるとともに、持続可能な農空間づくりを進める。

⑤ 推進体制の確立等

本基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興及び環境保全対策等に関する諸計画との調和を図るものとする。

また、地域農業の発展的振興を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備することとし、大阪府においては、大阪府附属機関条例により設置する大阪府農業振興地域整備審議会、市町村においては、関係団体及び地域住民等から広く意見を求める機会を設け、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策の推進を図るものとする。

⑥ 担い手の育成・確保

大阪農業を支える担い手を育成・確保するため、令和3年度に大阪府農業経営・就農支援センター「大阪農業つなぐセンター」を設置した。同センターにおいて新規就農者育成を図る研修の実施や企業参入の推進、農業の成長産業化に向けたコンサル活動や、セミナー等を実施するとともに、多様な担い手として、障がい者の雇用や就労の拡大に取り組む。

⑦ 地産地消の推進

府内産農産物等を「大阪産(もん)」として、消費者である府民に対しPRを行うことで認知度の向上を図り、ブランドイメージの確立による消費拡大と高付加価値化を進め、農

業所得の増加をめざす。また、生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を積極的に推進し、企業連携による商品開発や販路拡大に向けた取組みを進める。

また、農薬と化学肥料の使用量を従来の半分以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証し、環境保全型農業を積極的に推進するとともに、府民の安全安心な農産物のニーズに応えていく。

さらには、生産地と消費地が近いという立地を活かし、直売所や朝市での直接販売による地産地消を実践するとともに、府内産農産物のPRを積極的に行い、消費者とより一層の信頼関係を築くとともに、外食産業や学校給食における府内産農産物の利用拡大を推進することで、農地の確保を図る。

大阪産(もん)のPRによる地産地消の推進や、農薬・化学肥料の使用量削減による大阪エコ農産物・有機農産物のPR等、適切な地球環境を次世代につなぐため、一人ひとりの生活に直結する「食」とそれを支える「農とみどり」といった身近な場面で、今すぐできる行動に、生産者・事業者・消費者等が一体的に取り組むことを「Osaka AGreen Action(おおさかアグリーンアクション)」と名付け、「農」分野での脱炭素社会の実現をめざす。

⑧ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農振法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

府域は、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し、残る三方は北摂、金剛生駒、和泉葛城の山系に囲まれており、面積は約1,905平方キロメートルと狭小である。

市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、令和7年6月1日現在の人口は、約877万人となっている。

都市的土地利用の状況としては、府内のほぼ全域が都市計画区域となっている中で市街化区域が約5割を占め、その人口密度も1ヘクタール当たり約89人(令和6年3月31日時点)で、全国平均と比べ高い状態となっている。

土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約3割を占める一方、農用地(農地及び採草放牧地の合計)は約6%(令和4年10月1日時点)で、農地面積は平成19年以降、年間平均約140ヘクタールの減少で推移している。

農業振興地域を中心とする農空間は、大阪市内中心部から10から50キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布しており、22市町村で指定している農業振興地域の総面積は、3万2,542ヘクタールとなっている。

府内人口は令和17年には約817万人となると想定され(国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計)、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。

また、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業の多様な機能の発揮」を目標とし、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好なまちづくりをめざす。

(1) 農業的 土地利用の推進方向

農業・農空間は食料供給の場であるとともに、国土・環境保全、防災、景観、教育・福祉機能等多様な公益的機能を有している。

そのため、都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農用地区域内農地その他の優良農地等を積極的に保全、確保し、担い手への農地の集積・集約、農業生産性向上のための整備などにより農業の高収益化を図るとともに、府民参加による農地の保全を図り、農業の多面的機能の維持・発揮にも努めていく。

また、企業参入の促進や担い手への農地集約化など、効率的かつ有効な農地利用を進め高収益化を図る。

特に、非農業的土地需要への対応については、無秩序な開発等による農地の減少を抑止するため、都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用により、農用地区域内農地その他の優良農地等の保全を推進する。

府内の各農業地帯における農業振興地域の保全・活用に向けた基本的な方向性は次のとおりである。

① 北部農業地帯

この地帯は、豊能地域と三島地域からなる淀川以北の地域で、北に自然豊かな北摂山系を有し、北・東と西はそれぞれ京都府と兵庫県に接している区域である。南部には大阪平野に続くなだらかな丘陵地があり、淀川の堆積作用で生まれた肥沃な土地には、現在も良質な農地が残っている。

北摂山系の山間部にある集団的農地は、ほ場整備実施済みであり、平野部に流れる河川沿いにも基幹的農業水利施設が整備された農地が広がっており、豊かな水源のもとで、水稻を基幹作目とした営農が中心であるため、府内でも田の占める割合が比較的高い地域となっている。また、中山間部には棚田が点在しており、景観形成上においても貴重な資源となっている。

南側平野部では、都市化が高度に進展している中、残された農地は少なくなつてはいるが、水稻、露地野菜等が栽培されている。

近年、農地面積の減少が進んできていることから、農用地区域内農地その他の優良農地等を保全・確保するため、農業振興地域及び農用地区域の拡大や新規指定に取り組むなど農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用を行うとともに、これらの地域・区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

② 中部農業地帯

この地帯は、大阪府の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれた、都市化の最も進んだ地域である。大部分の農地が平野部からそれに続く丘陵部に点在しており、約半分の農地が市街化区域内にある。

平野部では、都市化が高度に進展している中、ビニールハウスによる軟弱野菜や花壇苗

の栽培が行われており、都市近郊の立地を活かした集約的な農業が実施されている。

生駒山系の緩傾斜地に点在する農地では、水稻、野菜類をはじめ、花きや果樹の生産が行われており、直売所を中心に出荷されている。

第二京阪道路の開通等を契機とした都市的土地区画整理事業の需要により、近年、本地帯の各所では、大小様々な開発行為等が行われるなど、農地面積の減少が顕著であり、適切な土地区画整理事業の実施及び残された貴重な農地の保全を図る必要性が高くなっている。

今後、農用地区域内農地その他の優良農地等を保全・確保するため、農業振興地域及び農用地区域の拡大や新規指定に取り組むなど農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用を行うとともに、これらの地域・区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

③ 南河内農業地帯

この地帯は、大阪府の東南部に位置する大和川以南の地域で、金剛生駒山系、和泉葛城山系と泉北丘陵にはさまれ、豊かな緑と水に恵まれている。都市化の進展は比較的緩やかで、歴史的文化遺産が数多く存在し、多くの史跡や伝統的まちなみなどを有している一方、近接区域には大規模な住宅地が広がっている。

この地帯には、東の山麓部から西の平野部にかけて広がる地域で野菜やぶどう、いちじくなど果樹の産地が形成されている。

また、中山間部には美しい棚田風景が形成されており、環境保全の活動等が行われている。

国道309号や大阪外環状線等の沿道における都市的土地区画整理事業の需要により、市街化調整区域において、近年、大規模な産業用地開発等も進んでいるが、これら以外の本地帯の各所でも、大小様々な開発行為等が行われ、農用地区域内農地その他の優良農地等の潰瘍及びスプロール現象の進行が危惧される状況となってきたため、適切な土地区画整理事業の実施及び残された貴重な農地の保全を図る必要性が高くなっている。

今後、農用地区域内農地その他の優良農地等を保全・確保するため、農業振興地域及び農用地区域の拡大や新規指定に取り組むなど農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用を行うとともに、これらの地域・区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

④ 泉州農業地帯

この地帯は、大和川以南の大坂湾岸部に位置し、東に泉北丘陵を有するとともに、南は和泉葛城山系をはさんで和歌山県と接している。

北部には、臨海部から内陸部にかけて広い平野と丘陵が広がっているが、南部に行くにしたがって山地が海岸線に迫っている。長い海岸線沿いの地域は工業系、丘陵部においては住宅系の土地利用がされており、農地は南部の平野部から丘陵部を中心に広がっている。

この地帯には、府内農地の約39%（令和5年10月1日時点）があり、野菜、花きなどの施設園芸を中心に、収益性の高い農業が営まれており、府内農産物の主産地が形成されている。

大阪外環状線等の沿道における都市的土地区画整理事業の需要により、市街化調整区域において、近年、大規模な産業用地開発等が行われるなど、農地面積の減少が顕著であり、適切な土

地利用調整の実施及び残された貴重な農地の保全を図る必要性が高くなっている。

今後、農用地区域内農地その他の優良農地等を保全・確保するため、農業振興地域及び農用地区域の拡大や新規指定に取り組むなど農振法その他農地法等の関連法令に基づく適切な制度運用を行うとともに、これらの地域・区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）

(単位: h a)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
北部農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 3,552 (農用地面積 1,298)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 297)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,287 (農用地面積 494)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,078 (農用地面積 443)
	北部計		総面積 9,673 (農用地面積 2,532)
中部農業地帯	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 58)
	四條畷地域 (四條畷市)	四條畷市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 114 (農用地面積 59)
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 177)
	中部計		総面積 1,754 (農用地面積 379)
南河内	羽曳野地域	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地	総面積 1,222

農業地帯	(羽曳野市)	等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	(農用地面積 657)
	富田林地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,213 (農用地面積 639)
	河内長野地域 (河内長野市)	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,456 (農用地面積 380)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 707 (農用地面積 491)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 1,485 (農用地面積 496)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 934 (農用地面積 70)
	南河内計		総面積 9,017 (農用地面積 2,733)
泉州農業地帯	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 645)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 1,148)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 2,767 (農用地面積 884)
	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 1,780 (農用地面積 391)
	泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)	泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 1,111 (農用地面積 463)
	泉南地域 (泉南市)	泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない規模の大きな森林の区域等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 357)

	泉州計		総面積 12,099 (農用地面積 3,888)
大阪府	合 計		総面積 32,542 (農用地面積 9,531)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする土地の面積

農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畠、樹園地及び採草放牧地の面積
(令和5年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積)

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地及び農空間は、農産物生産のための重要な基盤であるとともに、多様な公益的機能を有しており、その機能が十分に発揮されるよう府民、農業者、農業団体、行政が一体となって、都市農業の振興および農空間保全・活用の取組みを進めていく。

そのため、農業生産基盤の整備は、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保し、農地の効率的かつ安定的な利用を促進するとともに、担い手の経営規模拡大や多様な担い手の農業参入による農業経営の高収益化が可能となるような施設整備や、農業用施設を継続的かつ安定的に維持管理するための地域力向上に向けた取組みを推進する。

具体的には、ため池や用排水路等の土地改良施設の整備や、農地の利用促進及び農地中間管理事業による担い手への集積・集約化、農道などの整備、施設の機能を長期にわたり健全に維持するための長寿命化対策、企業参入を見据えた農地や用水施設など、地域の実状に応じたきめ細やかな対策を進めるとともに、ため池や水路の耐震対策や老朽化対策など、災害に強い地域づくりを目指し、計画的に整備事業を実施する。

以上の基本的考え方に基づく各農業地帯別の整備に関する基本方向は、次のとおりである。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

北摂山系の山間部においては、ほ場整備済みの集団農地のさらなる生産性向上のため作物転換など高収益化が可能となるよう整備済み農地の再整備を進めるとともに、自然豊かな里山風景や棚田の保全のため、環境に配慮しつつ、多様な担い手による営農が可能となるよう、省力化、効率化のため、ほ場整備や用排水路改修等の生産基盤整備を進めるとともに、府民協働による保全活動等を推進し、地域力向上を図る。

淀川流域等の平地部では、農業用水を安定的に確保するため、揚排水機場や用排水路などの農業水利施設の整備及び長寿命化や管理省力化による生産性の維持向上を進める。

② 中部農業地帯

金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、多様な担い手による営農が可能となるよう、ほ場整備など生産基盤の整備を進める。

市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進める。

③ 南河内農業地帯

金剛生駒山系及び和泉葛城山系の山間部及び丘陵部においては、基幹農道を活用した沿道の農業振興を推進するとともに、企業参入による生産性向上を見据えたほ場整備や農業用水の安定供給のためのため池、井堰等の用排水施設整備を進める。棚田等の貴重な歴史的景観資源については、府民協働による農空間保全活動を積極的に推進する。

また市街地周辺部においては、農業用水の安定確保を図るためのため池整備を進める。

④ 泉州農業地帯

和泉葛城山系の山間部、丘陵部から平地部にかけては、多様な扱い手による営農が可能となるよう農業生産基盤の整備を進め、収益性の高い生産地の確保に努める。

丘陵部から平野部では、かんがい用水の大部分をため池に依存しているため、農業用水の安定的な確保と、水質の改善による生産性の向上を図るため、ため池の計画的な改修を実施するとともに、用水路やパイプライン施設等の機能保全や長寿命化対策を進める。

(3) 広域整備の構想

農業生産基盤の整備及び開発にかかる事業のうち受益の範囲が市町村の区域を越えて広域にわたるほ場整備、基幹的農業水利施設や基幹的農道等の整備・保全等については、地域の実情、社会経済等の変化に即応しつつ、市町村整備計画及びその他関係機関の広域的整備計画と有機的な関連を保ちながら実施する。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等は、新鮮で安全・安心な食料を生産、供給する場としてはもとより、国土の保全、水源涵養^{かん}、環境保全や優良な景観の形成など、多様な公益的機能を有しており、農業生産活動をもってその機能が發揮されている。

しかしながら近年、農業の扱い手不足、農家の高齢化の進行等により、荒廃農地の増加や農業用施設の管理不全などの問題が深刻化してきている。

そのため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画により地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用を目標地図として明確化し、その実現に向けて、農地中間管理事業による認定農業者等の扱い手への農地の集積・集約化を推進する。

また、意欲ある農業者や企業、新規就農希望者などの多様な扱い手の参画により農地の有効利用を図る農空間保全地域制度の推進、農道や水路等の営農基盤の整備、長寿命化対策、農地・農業用施設の管理省力化などを進める。

更に、耐震対策を含めたため池の計画的改修等を進め、大規模災害の未然防止と安定した農業用水の確保を図る。

(2) 農用地等の保全のための事業及び活動

① 農地防災事業の推進

「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、老朽化したため池や農業用施設の計画的改修に加え、ため池等の耐震化やため池ハザードマップの作成を進めるとともに農業用施設を活用した防災訓練等を実施し、地域防災力の向上と府民の安全安心の確保を図る。

② 荒廃農地の発生防止・解消

農地中間管理機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な農業経営を行う扱い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、都市農業・農空間条

例に基づく、農空間保全地域制度を推進し、地域一体となり荒廃農地の発生防止及び解消・活用に取り組む。

③ 施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティマネジメント

井堰、ため池、揚排水機場、用排水路、パイプライン等農業水利施設を将来にわたり効率的かつ有効に活用することを目的とし、「小型化」や「統合」、「長寿命化」、「多目的利用」等を促進する。

④ 地域ぐるみの保全活動

「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」、「農空間づくりプラン」など、農業者だけでなく、地域ぐるみで農空間を保全・活用する取組みを推進する。

⑤ 農空間の資源を活用した府民協働の推進

棚田保全活動や、農空間訪問ツアー等により、広く府民が農にふれあう場の提供、さらには身近な農業用水路、ため池等を地域ぐるみで保全・活用する取組みなどを積極的に推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

府内産農産物のイメージ向上と消費拡大を図るため、「大阪産(もん)」の認知度向上に取り組む。特に、今後の需要拡大が見込まれる品目を「重点品目」として位置づけ、生産振興に加え、人材育成、販売促進にも積極的に取り組む。対象とする品目には、すでに産地形成が進んでいる「なにわ特産品」に加え、大阪オリジナルぶどうである「虹の零」、大阪独自の品種で古くから栽培されている「なにわの伝統野菜」、農薬および化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に抑えた「大阪エコ農産物」、さらには有機農産物なども含め、幅広く取り組む。

あわせて、収益性が高く、府民が農業に触れる機会を創出する観光農園の整備にも取り組み、農業の多様な価値の発信を図る。

そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社や、市町村、農業委員会、農業協同組合等との連携により、都市農業・農空間条例による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営を行う者、とりわけ経営向上意欲の高い者の農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を支援する。

一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、農地中間管理事業等による農地の権利移動を促進し、農用地を効率的かつ安定的に利用する能力を有する農業経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。

同時に企業や農地所有適格法人などによる新規参入など、多様な扱い手への農地の集積・集約化を行い、その過程において、農地中間管理事業を中心とした、各種農用地流動化方策を積極的に活用するなど、農作業の受委託も含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。

さらに、栽培作物の選定や不作付地の解消等による農用地の高度利用はもとより、農作業の共同化、効率化と農業用施設の共同利用等による有効活用を図る。

また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。

以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。

① 北部農業地帯

北部管内には、規模の大きな産地がないが、販売金額の大きな農業者が存在している。その経営内容は、水稻、果菜類（いちご、トマト）、果樹、花壇苗や有機農業など多岐に渡る。

中山間部においては、夏期の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」等の果樹、花き等を生産する特徴的な農業経営体を育成するとともに、交流施設等を核とした農産物直売など都市住民のニーズに対応できる経営体を育成する。

さらに、豊能地区を中心に、有機農業を志向する新規就農者などの参入も続いており、円滑な農地貸借による規模拡大や農地の集約化等による経営発展を支援する。

また、府内でも面的にまとまった水稻栽培が行われており、大阪エコ農産物認証米等のブランド米の生産を推進するほか、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。

平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に、いちご栽培に取り組む新規参入者が増加しており、環境センシング・CO₂ 施用等のスマート農業技術による高収量化、都市近郊の立地を活かした直売や観光農園、実需者との契約出荷等により、収益性の高い農業経営体の育成を図る。

畜産については、家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。

また、新規就農や企業の参入を促進するため、地域での新規就農者等の受入促進に向けた取組や、地元農業者の指導のもと、地域特産物の生産技術を学び、就農までをサポートする研修プログラム等の取組を進める。

② 中部農業地帯

平坦部では、大阪しろな、こまつな、きくな、ねぎ等の軟弱野菜や、葉ごぼう、えだまめ等の立地条件を活かした農業経営を育成する。特に、都市近郊の優位性により、高い収益性が見込めるえだまめについては、地域計画を活用した農地の確保及び担い手の確保・育成等に取り組む。

さらに、消費者ニーズに則したきく等の切り花、花壇苗生産等も推進する。

生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどう栽培による観光農園、直売を取り入れた農業経営体、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営体を育成する。特に、ぶどうについては、スマート農業技術による省力化・品質向上や、新たな労働力の確保等により、経営体の販売額向上を図る。

水稻栽培については、れんげ栽培米等環境にやさしい米の生産等のほか、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。

畜産については、家畜排せつ物法に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。

意欲の高い農業者には、経営コンサルタント等専門家と連携し、ビジネスマインドの醸成や経営能力の向上、法人化など、農業者の経営強化を集中的に支援する。

また、新規就農や企業の参入を促進するため、地域での新規就農者等の受入促進に向けた取組や、各市町、JAが実施する農業塾等と連携し、地元農業者の指導のもと、地域特産物の生産技術を学び、就農までをサポートする研修プログラム等の取組を進める。

③ 南河内農業地帯

中央の平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市近郊の優位性を活かせるいちじく栽培等を進めるとともに、ブランド化、直売等の推進により付加価値の高い農業の育成を図る。特に、いちごについては、環境センシング等のスマート農業技術の導入による多収化、省力化を進め、経営拡大を図っていく。

基盤整備実施地区では、土地利用型の野菜について機械化等による省力化や担い手への農地集積・集約を進め、大規模野菜経営を育成する。また、いちごなどの高単価や付加価値の高い農産物については、農外からの新規就農者の育成、担い手への農地集約、施設栽培による高品質化等を目指し収益性の高い農業経営を育成する。

金剛生駒山系山麓部では、ぶどうの施設栽培による農業経営、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や、産地直売を中心とした農業経営を育成する。さらに、「南河内フルーツロード」を核とし、都市住民との交流を基本とした農業経営の指導を推進する。特に、ぶどうについては、波状型ハウスの自動開閉、環境センシング等のスマート農業技術による省力化・高品質化や、新たな労働力の確保等により、農業経営体の販売額向上を図る。

また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営体を育成する。

水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。

畜産については、家畜排せつ物法に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営を育成する。

新規就農や企業参入を促進するため、地域での新規就農者等の受入促進に向けた取組みや、地元の農業者の指導のもと、地域特産物の生産技術を学び、就農までをサポートする研修プログラム等の取組みを進める。

④ 泉州農業地帯

きくなやこまつな等の軟弱野菜及び特産の水なすの施設栽培による農業経営やいちご等の観光農業の育成を図るとともに、みつば、トマト等を中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。特にきくなについては、施設栽培の水なすとの組み合わせにより、高収益が期待できることから、JAと連携し、この営農類型による新規就農者の確保・育成を図っていく。また、きくな消費拡大およびブランド化を推進するべく、広報イベントや品質向上を図っていく。水なすについては、環境センシング等のスマート農業技術による高収量化を図る。

平坦部では、キャベツやたまねぎ、ねぎを中心とした土地利用型の野菜について、機械

化等による省力化や担い手への農地集積・集約を進め、大規模野菜農業経営を育成する。

花きについては、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応できる切り花、花壇苗、洋ラン生産を中心とした農業経営を育成する。

果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や、都市立地の優位性を活かせる完熟もも、ぶどう栽培等による農業経営体を育成する。

水稻栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、地域営農の担い手を育成する。

畜産については、家畜排せつ物法に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営を育成する。

また、新規就農や企業の参入を促進するため、地域での新規就農者等の受入促進に向けた取組や、地元農業者の指導のもと、地域特産物の生産技術を学び、就農までをサポートする研修プログラム等の取組を進める。

経営体営農類型（例）

No	経営類型	規模実面積 (a)			内容	備考
		露地	施設			
1	野菜専作Ⅰ (施設・露地野菜)	60	30	30	えだまめ ハウス 30 a 露地 30 a 葉ごぼう ハウス 15 a 露地 10 a しゅんぎく ハウス 5 a 露地 延べ 60 a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅰ)	40		40	なす ハウス 40 a きゅうり ハウス 36 a	きゅうりハウスの一部 でなす育苗 (4 a)
3	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜類Ⅱ)	23		23	いちご ハウス 20 a (育苗 3 a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、CO ₂ 施用等)
4	野菜専作Ⅳ (ハウス軟弱野菜専作)	30		30	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120 a	
5	野菜専作Ⅴ (ハウス果菜類・軟弱野菜 Ⅰ)	20		20	水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	
6	野菜専作Ⅵ (ハウス果菜類・軟弱野菜 Ⅱ)	20		20	水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	スマート技術 (複合環境制御、CO ₂ 施用、赤色LED等)
7	野菜専作Ⅶ (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a きゅうり 露地 20 a さといも 露地 20 a 玉ねぎ 露地 20 a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り 収穫

経営体営農類型（例）

No	経営類型	規模実面積 (a)		内容	備考
		露地	施設		
8	果樹専作 (ハウスぶどう)	100	100	デラウエア 加温 20a 2重被覆 20 a 1重被覆 20 a 巨峰系 4倍体品種 2重被覆 20 a シャインマスカット 2重被覆 20 a	規模実面積は成園のみ
9	花き専作 (切花専作)	40	20	球根類 (フリージア等) ハウス 20 a けいとう ハウス 20 a (被覆フィルム除去後) 露地 20 a	
10	酪農	25	16	乳用牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 4頭	牛舎等 400m ² 牛糞処理施設等 500m ² 搾乳機器一式
11	肉用牛 (肥育)	33	16	肉用牛 100頭	牛舎等 1,400m ² 牛糞処理施設等 300m ²
12	養豚 (肥育)	29	6	肥育豚 600頭	豚舎等 1,980m ² 豚糞処理:下水処理
13	養鶏	33	0	採卵鶏 5,200頭 育雛 1,300頭	鶏舎等 2,700m ² 鶏糞処理施設等 600m ²

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

本府における農業労働力は、都市化の進展や産業構造の変化に伴い、基幹的農業従事者が減少している。また、農業従事者に占める高齢者や女性の割合が高くなるなどの傾向が目立っており、こうした状況への対応が迫られている。

一方、都市住民からは、生鮮食料品等の安定的供給が強く望まれるとともに、農畜産物に対する安全性、新鮮さ、おいしさに対する期待が高まっており、今後需要の増大が見込まれる野菜、果樹、畜産物等を中心として、消費者のニーズにきめ細かく対応できる都市農業の振興を図っていく必要がある。

このため、園芸施設の規模拡大、環境センシングや自動開閉装置等のスマート農業技術の導入等による生産性の向上を図るとともに、共同利用機械・施設の導入による農作業受託の推進、直売所関連施設の整備、観光農園におけるインバウンド受入れ態勢整備等を行い、地産地消を推進する。

未利用資源堆肥化施設等の環境・衛生対策のための施設整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

この地帯の農業生産は、自然条件等から水稻をはじめ野菜、果樹（くり）、花き、きのこ類、酪農、養鶏などが中心となっている。

今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 水稻

米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。また受委託栽培の拡大に向けた共同利用機械の整備等による生産の省力化及び生産組織の育成を図る。

イ 野菜

環境センシングやCO₂施用等のスマート農業技術によるいちご栽培の安定化を図り、地産地育成に努めるとともに、府および国事業の活用により整備した直売施設等での地産地消の取組みを進める。

ウ 果樹

基幹作物であるくりの産地維持に向けて地域計画等を活用して園地の継承を進める。

エ 花き

切花、植木、花壇用苗物などの花き生産については、品目別に生産施設や機械の整備を図る。

オ きのこ類

山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。

カ 酪農

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼

養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

キ 肉用牛

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。

ク 養鶏

飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。

② 中部農業地帯

この地帯の農業生産は、水稻、野菜、果樹、花きが中心であり、都市部への野菜、果実等の供給地としての役割が期待されている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

都市近郊の立地を活かした産地を育成するとともに、生産・集出荷・直売施設の近代化と組織化を図る。

イ 果樹

この地帯の基幹作目となっているぶどうは、自動開閉装置や環境センシング等のスマート農業技術の導入など、栽培施設の高度化等により栽培管理、防除、収穫などの作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化、販路の拡大など、販売力の強化を図る。

ウ 花き

切花を中心とした専作経営が多いことから、施設の近代化や省力化に努める。

③ 南河内農業地帯

この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊の優位な立地条件を活かすため、環境センシング等のスマート農業技術の導入といった栽培施設の高度化と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。

イ 果樹

ぶどうの生産地は、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、自動開閉装置の設置や、環境センシング等のスマート農業技術の導入など、栽培施設の高度化等により栽培管理、防除、収穫などの作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化や販路拡大などの販売力強化を図る。

みかんは、機械化や生産施設の高度化により省力的栽培、高品質栽培を進め、産地の再編に努める。

また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実としてのブランド力向上のため、高品質化生産技術の普及を図る。

ウ 花き

花壇用苗物や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。

エ 養鶏

飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。

④ 泉州農業地帯

この地帯の農業生産は、平坦地の野菜と和泉葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行なわれているほか、花き、酪農の団地も形成されている。

今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

泉州キャベツや泉州水なすをはじめ、多くの指定産地を有するなど、野菜の栽培が盛んであり、環境センシング、ハウス自動開閉装置、CO₂ 施用等のスマート農業技術の導入など、栽培施設の高度化と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。

イ 果樹

みかんは、最盛期に比べると作付面積が減少したが、なおこの地帯の山間丘陵地はみかんの主産地であり、機械化や生産施設の高度化による栽培管理、防除、収穫等の作業の省力化を進めるとともに、高品質化や販路拡大などの販売力強化を図る。

さらに、もも、いちじく、ぶどうなどの多彩な果実生産が行われており、都市近郊の特産果実としてのブランド力向上のため、高品質化生産技術の普及を図る。

ウ 花き

きくを中心に球根切花、鉢物があることから、近代的な生産施設の整備を図り、主産地の形成及び産地の集団化を推進する。

エ 酪農

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

オ 肉用牛

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

カ 養豚

飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

キ 養鶏

飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。

(3) 広域整備の構想

農業近代化施設の整備にかかる事業のうち受益の範囲が市町村の区域を越えて広域にわたるものについては、市町村整備計画及びその他関係機関の広域的整備計画と有機的な関連を

保ちながら、必要に応じて整備を実施する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

府内の農家数は一貫して減少傾向にあり、特に販売農家数の減少が著しい状況である。一方、販売金額1,000万円以上の農家割合は年々増加しており、企業的農業経営者の育成をはじめとする主力農業者を確保・育成するとともに、企業や農業者以外が農業参入するために必要な基盤整備及び施設整備に対する支援を進める。

また、6次産業化や直売・交流型農業への取組みなど、多様な形態の農業生産・販売活動が活発化してきており、農業者のニーズに対応した施設整備を推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

主力農業者の育成及び確保を目的として、営農意欲が高い農業者に対し、生産、流通、加工、販売、交流等の機能を有した機械及び施設の整備を推進するとともに、高収益な作物及び栽培体系への転換を希望する農業者に対し、必要な施設整備に対する支援を行い、収益力強化並びに生産力向上に向けた取組みを推進する。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の運用及び農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化により経営規模拡大を計画している地域の中心的な経営体に対しては、重点的に支援を行う。

さらに、集出荷場や農産物加工室、直売施設、共同利用機械など共同利用施設等の整備を推進し、生産コスト低減と高品質化を図る。

農作物の鳥獣害被害が著しい地区においては、侵入防止柵や捕獲機器の設置等による効果的な防除対策実施に対する支援を行い、安定した農業経営に寄与する。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

担い手の育成・確保に向け、新規就農者育成総合対策、青年等就農資金やスーパーL資金をはじめとした制度資金の活用の推進を図る。また、農地の利用集積を図るため、地域計画の推進と農業委員会等との連携により農用地に関する情報の収集と提供を行なう。

地域の農業が目標とすべき技術や知識、経験を持つ優秀な農業者を、府内の多様な担い手の育成リーダーとして「農の匠」に認定し、そのリーダーのもとへの農業実習生の受け入れをすすめるほか、地域農業の担い手として他産業並みの所得を得ることをめざす「認定農業者」に対しては、大阪府担い手育成総合支援協議会による経営改善のための研修会等の開催や情報提供を行なう。

また、大阪府では小規模な農業者の多い実態を踏まえ、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者を「大阪版認定農業者」として認定しており、農業者の積極的な取組みに対し育成支援することで、地産地消を図る。

高齢化や担い手不足に伴う荒廃農地の発生や、農業生産力の低下を防止するため、農作業の受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて、営農組織の育成を図る。

一方で、企業や新規参入者を確保・育成するため、経営力向上のための研修会等を開催とともに、必要な情報の一元化を図り、関係機関との連携のもと、農業者のニーズに応じた支援を行なう。

また、農業者の労力軽減を進めるため、省力化技術の開発、多品目少量生産に対応した直売活動などへの指導援助を行うほか、起業、法人化の推進、家族の就労条件を整備するための家族経営協定の普及に努める。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

府内の農村部は、大阪大都市圏に内包されており、集団的な農用地が少ないと加え、農外就業機会に恵まれていることから、販売農家に比べ自給的農家の割合が多い。

今後は、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農作業の省力化への取組みを進めるとともに、地域の特産物や恵まれた自然条件を活かし、直売所等を拠点とした地産地消を推進し、地元における安定就業を促進する。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1)の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらすよう、高性能機械の導入や農作業の受委託、集落営農の育成の取組みを推進する。

さらに、荒廃農地の発生が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う農地所有適格法人や、企業参入等を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。

また、身近に「農」がある豊かな府民生活の実現のため、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業振興に寄与することから、拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園をはじめとする多様な農業経営の形態を推進し、地元における安定的な就業の場の確保を図る。

なお、施設等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、農用地区域内農地その他の優良農地等の保全及び生産性の向上対策に配慮して行うとともに、既存ストックの活用も視野にいれたうえでの取組みを進める。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

本府では、著しい都市化の進展の中で、都市と農村の混在化という状況が生じている。

農村内における混住化や兼業化の進行は、府民の職業や生活意識の面で多様化をもたらし、從来のような同質の住民構成のもとで構築された生産・生活・文化体系を維持することは困難になってきている。

一方、今日、農村の持つ自然環境は、その多様な機能が評価されてきており、これを保全・

活用することへの府民の期待は高まっている。

このような状況の中で、農村が健全に発展し、地域社会に根付いた大阪農業の確立をめざし、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行うとともに、熟練農業者からの技術の継承や農村家庭の支えあいなどを通じて、農家はもちろん地域社会全体としての連帯感を醸成し、みどり豊かな景観や伝承・文化を持った活力ある農村社会を創り上げていくことが肝要である。

このため、都市と農村の交流拠点となる集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進め、地域農業の再編成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の促進を図り、併せて地域における快適な定住条件の確保及び農業後継者の育成等に資するものとなるよう努める。

以上の基本的な考え方に基づき、施設の整備構想を定めるにあたっては、農用地利用計画との整合を図り、農用地区域内農地その他の優良農地等の確保に努めるとともに、都市と農村の共生をめざし、次により施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 対象となる施設は、緊急性が高いものから順次計画的に着手することとし、利用者数や利用形態に応じた適正な規模とする。
- (2) 農空間特有の広がりのある空間や、豊かな緑を十分活かす等、自然環境条件等に応じて、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物の有効活用が図られるよう地域の特性に応じたものとする。
- (3) 整備する施設は、地域の農業振興に寄与するものを対象とするが、併せて農業従事者以外の地域住民に対する良好な生活環境の確保や農業従事者と地域住民との積極的な交流が図れるよう配慮する。
- (4) 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する府民の自主的な参画により施設の維持管理及び運営が適正に行われるよう配慮する。



環境農林水産部農政室整備課 令和8年〇月

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 電話 06-6941-0351